

「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画（仮称）」素案について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
男女参画・県民活動課
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話:087-832-3197/FAX:087-831-1165
E-mail:kenmin@pref.kagawa.lg.jp

平成27年9月14日から平成27年10月13日までの1カ月間、「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画（仮称）」素案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、20人から29件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 20人

〈提出されたご意見の数〉

広報・啓発活動、教育の推進	7件
被害者の早期発見と通報体制の充実	9件
配偶者暴力相談支援センターの充実	3件
相談窓口の充実と関係機関の連携強化	2件
外国人、障害者、高齢者への配慮	1件
被害者の自立を支援する環境整備	2件
民間団体との連携強化	1件
加害者への適切な対応	4件

合 計 29件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
重点目標1 広報・啓発活動、教育の推進	
<p>実態や被害者支援等の情報をきちんと知らせ、啓発活動も活発に行うべきだと思う。 （同趣旨ご意見1件）</p>	<p>配偶者からの暴力の実態を見ると、被害はまだまだ潜在化していると考えられるため、引き続き実態調査の結果や各機関における相談状況等を公表するとともに、相談窓口や被害者支援制度等について積極的に周知を図ってまいります。</p>
<p>DV問題の根底には、女性の「恋や結婚で男性に頼りたい」という気持ちがある。高校生等にデートDVに関する講演をする時に、DV事例の説明だけでなく、人間として、他人に頼らない生き方をも教えるべき。それは、男女共同参画社会の推進にもつながる。</p>	<p>配偶者からの暴力を防止するため、若年層に対し学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女共同参画の理念に基づく教育などを推進するとともに、関係機関と連携して出前講座等の啓発活動を実施することで、早期から配偶者や交際相手からの暴力について考え、正しい認識を持てるような機会を提供してまいります。</p>

<p>暴力を振るう人の多くは社会に出て働いている人だと思われるので、企業単位で配偶者暴力についての講演を行い、ヒヤリングを実施し把握するということが望ましいのではないか。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止についての啓発活動として、企業を含め、地域で開催される研修会や学習会に対し、講師の派遣、リーフレットや相談カードの提供などを行い、自主的な取組みを支援します。</p>
<p>小中学校等、学校教育の場から、デートDV等の啓発をするべき。子どもが親のDVに気付くケースもある。(同趣旨ご意見1件)</p>	<p>学校教育において、一人ひとりが豊かな人権感覚を持ち、人権についての的確な思考力や判断力を身に着けることができるよう、女性の人権問題を含め、人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、配偶者からの暴力の防止に資するよう、高等学校、短期大学、大学へ講師を派遣するなど、若年層を対象とした教育啓発に取り組みます。</p>
<p>平成27年度で、配偶者からの暴力から守る法律があることへの認知度が低下していることは大きな問題であると思う。配偶者からの暴力被害は年々増加傾向にあり、認知度の低下は被害の増大につながるものと言える。市役所、病院等の公共機関での宣伝による認知度の増加に努める必要があると思う。</p>	<p>配偶者からの暴力被害の潜在化を防ぐため、配偶者暴力が重大な人権侵害であることや、被害を受けた場合には相談や保護などの様々な支援が受けられること等を広報することが重要です。県では、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間、人権週間などの機会をとらえ、市町と連携して広報啓発を行うほか、市町保健センター等と連携し、適切な情報提供に努めることとしております。</p>
<p>重点目標2 被害者の早期発見と通報体制の充実</p>	
<p>DVなどは「自身の恥」という意識が強く、外へ訴えるのを控える人も多いと思うので、通報しやすい環境づくり等、他者や公的機関が「早期発見」できる地域社会を形成することが必要だと思います。(同趣旨ご意見6件)</p>	<p>配偶者からの暴力は潜在化しやすいことから、被害者の早期発見と、被害者の意思を尊重しつつ状況に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察への通報が迅速に行われるよう、医療機関や教育機関、民生委員・児童委員など福祉関係者に対し積極的に理解と協力を求めるほか、身体的暴力を受けた被害者を発見した場合には、支援センターや警察に通報するよう努めるべきことなどについて、一層の広報・啓発を行ってまいります。</p>
<p>子どもは救助を求めるルートを知らないため、幼稚園、学校等や保健医療従事者との連携が必要。</p>	<p>医師その他の医療関係者や民生委員・児童委員などの福祉関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。また、学校、保育所などの職員は、不登校や子どもの不自然な様子から配偶者に対する暴力に気づく場合もあります。</p> <p>このようなことから、本県ではこのような方に、被害者の早期発見や相談窓口の情報提供などの被害者支援について協力を求めてきており、今後も引き続き、積極的に理解と協力を求めてまいります。</p>
<p>このような環境に育っている子どもたちを早く見つけ助けてやる事ができるよう、専門機関にのみゆだねる事のないよう、地域社会がしっかりとつながり多くの目と手で子供たちを守るべき。</p>	<p>県では、民生委員・児童委員や人権擁護委員に、地域の中で被害者の早期発見や相談窓口の情報提供が行えるよう、リーフレットや相談カードなどの提供を行うほか、県民に対して、配偶者暴力や児童虐待等の被害者がいれば子ど</p>

	も女性相談センターへ通報すべきこと等について啓発活動を行うこととしております。
重点目標 3 配偶者暴力相談支援センターの充実	
窓口受付だけでなく、パソコンなど現代社会にあった対応を考えるべき。	県子ども女性相談センターでは、引き続き来所相談、電話相談のほか、Eメール相談を実施しております。
内容が極めてデリケートでかつプライベートなことであるだけに、担当員にはカウンセラー等の専門的な対応のできる職員の配置が望まれる。民間NPOなどのノウハウも参考にして「具体的で被害者の立場、痛みに寄り添った」対応が求められるだろう。	県子ども女性相談センターでは、各種研修会への参加や、民間講師等の各分野の専門家を招いた事例検討などにより、引き続き相談員等の資質向上を図ってまいります。
本件については、「過去の事例からの十分な分析からの再発防止策の具体化」が必要。	各分野の専門家を招いた事例検討などにより、DV事例について十分に分析し、再発防止策について検討することとしています。
重点目標 4 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	
市町における支援センターの設置を助言や情報提供だけではなく、①支援センターの設置②心理カウンセラーの常駐を義務化するなど、県内どこに住んでいても適切な対応が受けられるように市町に働きかけるべき。	平成19年の配偶者暴力防止法改正により、市町村の適切な施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされています。県では、引き続き助言や情報提供などにより、市町におけるセンターの設置を支援することとしております。また、センターが設置されるまでの間は、相談窓口を明確化し、住民に積極的に周知を行うよう市町に働きかけるほか、県子ども女性相談センター職員が、市町等相談窓口への実務的支援等を行うことにより、相談窓口の充実を図ります。
配偶者からの暴力の被害者は女性が多く、相談者の方も女性が多いことで男性が相談しにくいのが現状であると思うので、男性専用の相談窓口を設けてはどうか。	男性被害者からの相談については、配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられている県子ども女性相談センターで適切に対応するほかにも、県男女共同参画相談プラザ等、男性が相談しやすい窓口を周知するなどして、相談しやすい環境づくりに努めてまいります。
重点目標 5 外国人、障害者、高齢者への配慮	
聴覚障害者の相談に対し、手話通訳等があるが、中途失聴者は手話を使えない人が多いので、「要約筆記者」を入れてほしい。	手話等での相談が難しい方が相談しやすい環境を作る必要があることから、現行の計画案に要約筆記者派遣制度の記載を盛り込み、障害者の方が相談しやすい体制づくりに努めてまいります。
重点目標 8 被害者の自立を支援する環境整備	
その後のケアでの関係機関・専門窓口とのスムーズな連携をとるべき。	被害者が新しい生活を始めるに当たって、被害者の心身のケアはもちろん、住宅の確保、就業の支援、各種支援制度の利用など、自立に向けた支援体制を整備することが必要です。 このため、県子ども女性相談センターでは、さまざまな自立支援に関する情報提供や複数

	の関係機関の総合調整を行っていますが、自立に必要な支援や関係機関は多岐にわたるため、関係機関との連携に一層努めてまいります。
当然、加害者が更生されることが望ましいけれども、いじめ同様被害者の潜在意識の中に加害者を引き寄せものがあるもので、そのケアまでも充実していただきたい。	被害者の自立のための心理的ケアとして、個別面接やグループワークにより、配偶者暴力に関する心理教育を行い、心身の回復につながるよう努めます。
重点目標 1 0 民間団体との連携強化	
資質向上にあたり、外部講師を招く場合は、きちんとした講師による研修とし、DV、児童虐待防止等支援団体にはひろくネットワークして欲しい。	被害者に対して支援を行う民間団体などと、積極的な情報交換などを行うとともに、DV 予防啓発講演会の開催等を通じ、情報や資料の提供を行います。
重点目標 1 2 加害者への適切な対応	
暴力に対しては厳罰化すべきである。	各種法令に違反した者については厳正に対処します。
加害者に対してもその場対応の法規制だけでは難しい。社会の在り方（男女共同参画にも通じる男女平等の人権意識、教育、雇用など）がかわらなければ繰り返される。長いスパンの策定も必要ではないか。	現行の「第 2 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」に引き続き、本計画でも基本方針の 1 を「配偶者からの暴力を許さない社会づくり」とし、各種の広報・啓発活動等を行うことで、配偶者からの暴力を許さない社会づくりを推進してまいります。
配偶者暴力防止の根本的解決には、加害者への適切な対応が不可欠だと思う。より一層の取組を望む。（同趣旨ご意見 1 件）	警察において、加害者に対し、被害者の意思を踏まえた配偶者に対する暴力の防止のための警告・指導を行うとともに、各種法令に違反した者については厳正に対処します。